

## 相模川水系ダム管理事務所における災害時の復旧工事等の協力に関する協定に係る実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、相模川水系ダム管理事務所災害対策計画（以下「災害対策計画」という。）の定める応急対策に係る相模川水系ダム管理事務所（以下「当所」という。）と災害時の復旧工事及び復旧工事に先立つ調査、設計委託等（以下「復旧工事等」という。）における協力事業者（以下「協力事業者」という。）との間で締結する協力協定について必要な事項を定めるものとする。

### (協力事業者の役割)

第2条 協力事業者の役割は、災害発生時においては、当所から災害復旧工事等に係る待機・出勤等の協力要請があった場合は速やかにこれに応じるものとする。また、当所が実施する災害訓練において、参加を求める場合には、これに応じ協力するものとする。

### (協定の締結)

第3条 協力事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 当所が所管する既存の施設・設備の製造・設置等を行った事業者で、所長が協定締結の必要があるものと判断し、当該事業者に締結の要請をした場合。
- (2) 事業者から協定締結の申し出があり、次条に定める要件を満たしていると所長が認めた場合。

### (協定締結の要件)

第4条 前条第1項第2号に定める事業者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 神奈川県入札参加資格者名簿に登載されている事業者であること。
- (2) 本協定を締結する営業拠点が、労働保険加入事務所であること。
- (3) 災害発生時において、所長からの要請を受けた場合、速やかに当所又は当所が所管する施設に参集できること。
- (4) 災害発生時の要請に備えて、必要な資機材を有するか、又は速やかな手配が可能であり、災害発生時には、それらを活用できること。
- (5) 当所が実施する災害訓練において、参加を求める場合には、これに応じ協力すること。
- (6) 協力分野において復旧工事等を実施する際に必要となる技術者を雇用していること。
- (7) 過去5年間において、当所発注の受注実績があること。

(協定締結の手順)

第5条 第3条第1項第2号に定める事業者が、当所と協定を締結する手順は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協定締結を希望する事業者は、「相模川水系ダム管理事務所災害復旧工事等協力申出書」(様式第1)により、所長へ申し出るものとする。
- (2) 上記の申し出を受け、妥当と判断した場合には、「相模川水系ダム管理事務所災害時における復旧工事等の協力に関する協定書」(様式第2)により協定を締結するものとする。

(申出内容の変更)

第6条 協定の締結後、協力事業者が提出した申出内容に変更が生じた場合は、「相模川水系ダム管理事務所災害復旧工事等協力内容変更又は解除申出書」(様式第3)により、速やかに所長へ申し出るものとする。

(協定の解除等)

- 第7条 協力事業者が協定の解除を希望する場合は、「相模川水系ダム管理事務所災害復旧工事等協力内容変更又は解除申出書」(様式第3)により、速やかに所長へ申し出るものとする。
- 2 所長は、協力事業者から協定の解除の申し出があった場合、若しくは協力事業者が第4条に定める要件に合致しなくなったと判断した場合には、協定を解除し、「相模川水系ダム管理事務所災害復旧工事等協力協定解除通知書」(様式第4)により通知するものとする。

(協定期間及び更新)

第8条 第3条に定める協力事業者との協定の期間は、協定締結の日から当年度末までとする。ただし、終了1ヵ月前までに双方から別段の意思表示がないときは、翌年度末まで延長するものとし、以後この例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

相模川水系ダム管理事務所災害復旧工事等協力申出書（様式第1）

令和 年 月 日

神奈川県企業庁  
相模川水系ダム管理事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

災害発生時において、相模川水系ダム管理事務所の行う復旧工事等に協力することが可能ですので、協定の締結を申し出ます。

- 1 会社概要（資本金、従業員数、相模川水系ダム管理事務所の工事实績等）
- 2 協力可能な内容（協力分野、車両、資機材又は調達可能手段）
- 3 技術者数（協力分野に必要な有資格数）
- 4 認定番号
- 5 担当者名 役職 氏名  
電話番号  
メールアドレス

相模川水系ダム管理事務所災害時における復旧工事等の協力に関する協定書（様式第2）

「相模川水系ダム管理事務所災害対策計画」の定めるところにより、災害時における復旧工事等の協力について、相模川水系ダム管理事務所長（以下「甲」という。）と〇〇 代表取締役〇〇（以下「乙」という。）とは次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、相模川水系ダム管理事務所が所管する施設、設備等が被災した場合の円滑な復旧工事等を実施することを目的とする。

（協力依頼等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙に協力を依頼し、乙は協力するものとする。

2 甲は、乙に前項の協力を依頼するときは、電話等により被災状況、工事等の内容、工事等の現場及び必要な資機材等を明確に連絡するものとし、乙はこれにより可及的速やかに復旧工事等を行うものとする。

（連絡窓口）

第3条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

甲 相模原市緑区城山2-9-1  
相模川水系ダム管理事務所  
電話 042-782-2831  
ファックス 042-782-2832

乙 〇〇  
〇〇  
電話 〇〇  
ファックス 〇〇

（協定期間）

第4条 本協定は、締結の日から令和〇年3月31日までとする。

ただし、終了1ヵ月前までに解除通知がない場合、協定は1年間延長するものとし、以後この例による。

（協議事項等）

第5条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて協定の趣旨に沿い、誠意を持って甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 相模原市緑区城山2-9-1  
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所  
所 長

乙 〇〇〇

相模川水系ダム管理事務所災害復旧協力内容変更及び解除申出書（様式第3）

令和 年 月 日

神奈川県企業庁  
相模川水系ダム管理事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

令和 年 月 日付けで提出した申出書の内容変更を申し出ます。  
(令和 年 月 日付けの協定書の解除・変更を申し出ます。)

- 1 協力申出内容変更理由又は協定解除・変更の理由
- 2 変更する協力内容（協力分野、資機材の数量、技術者数等）  
（協定解除の場合は記載不要）
- 3 担当者名 役職 氏名  
電話番号  
メールアドレス

相模川水系ダム管理事務所災害復旧協力協定解除通知書（様式第4）

令和 年 月 日

会社名

代表者名 様

神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所長

令和 年 月 日付けで締結した、「相模川水系ダム管理事務所災害時における復旧工事等の協力に関する協定書」については、次の理由により協定を解除いたします。

理 由

問い合わせ先

相模川水系ダム管理事務所 管理課

担当 ○○

電話 042-782-2831